

議案第 39 号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

三田市職員の特殊勤務手当条例（平成18年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表衛生業務手当の項、クリーンセンター作業長手当の項、クリーンセンター班長手当の項及び特別行事手当の項を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。